

茂原市告示第 16号

市の区域内の字の区域及び名称を別紙変更調書のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

（なお、この告示は、平成18年2月4日から効力を生ずる。）

平成18年2月3日

茂原市長 石井常雄

変更調書

新		旧		地 番
大字	字	大字	字	
茂原西		茂原	四 関	1,054の4 1,061の1 1,061の2 1,062の1~1,062の3 1,063の1~1,063の5 1,064 1,065の2 1,065の3 1,066の1~1,066の3 1,067の1 1,067の2 1,068の1 1,068の2
			芝土原	1,069の4~1,069の6 1,070の5 1,070の6 1,071の5 1,075の11
			西 町	1,309 1,310の3 1,310の4
			松ノ下	1,352の1 1,352の2 1,353 1,354の1 1,354の2 1,354の4 1,355の1 1,355の3 1,356 1,357の2 1,358 1,359の1~1,359の3 1,360の1 1,360の2 1,361 1,362の1~1,362の3 1,363~1,365 1,366の1 1,368の1 1,369の1 1,369の2 1,369の4 1,370~1,374 1,375の1 1,375の2 1,376 1,377の1 1,377の2
			南古屋敷	1,379 1,380 1,381の1 1,381の2 1,382~1,386 1,387の2 1,391 1,392の1~1,392の3 1,393の1 1,393の2 1,394の1~1,394の3 1,395 1,396 1,397の1 1,397の2 1,398~1,400 1,401の1 1,401の2 1,402の1 1,402の2
			鶴 島	1,403 1,404の2 1,404の4 1,405 1,406 1,407の1~1,407の3 1,408 1,409・1,415合併 1,410 1,412の1 1,412の2 1,413の1 1,413の2 1,414の1 1,414の2 1,416・1,417の1合併 1,417の2 1,418 1,419の1 1,419の2 1,420・1,423合併 1,421の1 1,421の2・1,422の2合併 1,422の1 1,424 1,425 1,426の1~1,426の3 1,427 1,428 1,429の1 1,429の2 1,430 1,431の1~1,431の3 1,432 1,433の1 1,433の2 1,434 1,435 1,436の1 1,436の2
			亀 島	1,437 1,438 1,439の1 1,439の2 1,440 1,441・1,442合併 1,443~1,457 1,458の1 1,458の2 1,459の1 1,459の2 1,460の1 1,460の2 1,461の1 1,461の2 1,462の1 1,462の2 1,463の1 1,463の2 1,464 1,465の1 1,465の2 1,466の1 1,466の2 1,467の1~1,467の6 1,468~1,472
			浅 川	1,473の1 1,473の3 1,474 1,475の1 1,475の3 1,476の1 1,477の1 1,478の1 1,478の2 1,479の1 1,479の2 1,480の1 1,481の1 1,482 1,483 1,484の1 1,484の2 1,485 1,486の1 1,486の2 1,487の1 1,488の1 1,489の1 1,489の2 1,490~1,493 1,494の1 1,494の3 1,494の4 1,495 1,496の1 1,497の1 1,497の2

及びこれらの区域内に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成17年5月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。